

平成27年度分 事務事業評価事業一覧

大綱 I みんなで創る自立したまちづくり ～協働社会の形成～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
15003	I	①	①	協働まちづくり部	奥州市民憲章推進事業	奥州市民憲章を理念とした市民参画によるまちづくりの推進	奥州市民憲章推進協議会事業の実施に要する経費の補助金交付	政策	無	1460	B	協働のまちづくり実現のために、まちづくり運動を指導推進する団体への支援は必要であるが、他区と同様の団体等との連携の仕方について検討する必要がある。	B2	市民憲章を市民に浸透させるための手法について、検討する必要がある。
15002	I	②	②	協働まちづくり部	水沢地域交流館管理事業	奥州市民の主体的な地域活動及び国際交流並びに情報交換の場としての役割を果たすため、施設の維持管理を行う。	水沢地域交流館の維持管理業務(指定管理施設)	経常	無	8105	B	地域住民の交流の場及び国際交流の場としての機能を果たしており、指定管理により経費の節減が図られているが、施設利用者は減少傾向にある。	B1	利用者ニーズを的確に捉え、類似施設との差別化を図りつつ施設運営を行っていく必要がある。
15006	I	②	②	協働まちづくり部	市民活動事業(政策)	市民参画と協働の推進	▽自治基本条例推進委員会▽協働のまちづくりフォーラム▽協働のまちづくりアカデミー▽協働のまちづくり推進員	政策	無	950	A	市民参画機会の増加と協働意識の醸成に寄与している。協働のまちづくりアカデミー等のより実践的な取り組みに注力すべきである。	A2	必要な事業と認める。
15007	I	②	②	協働まちづくり部	水沢区地区センター管理運営事業	住民主体の地域づくりの活動拠点である地区センターの適切な管理運営	管理運営経費	経常	無	46054	A	地域住民の活動拠点として、重要性が高まっている。指定管理者制度の導入により地域自治をさらに推進する必要がある。	A2	地域活動の拠点として重要な施設であることから、指定管理への移行を着実に進める必要がある。
15008	I	②	②	協働まちづくり部	江刺区地区センター管理運営事業	住民主体の地域づくりの活動拠点である地区センターの適切な管理運営	管理運営経費	経常	無	33695	A	地域住民の活動拠点として、重要性が高まっている。指定管理者制度の導入により地域自治をさらに推進することが必要である。	A2	地域活動の拠点として重要な施設であることから、指定管理への移行を着実に進める必要がある。
15009	I	②	②	協働まちづくり部	前沢区地区センター管理運営事業	住民主体の地域づくりの活動拠点である地区センターの適切な管理運営	管理運営経費	経常	無	19310	A	地域住民の活動拠点として、重要性が高まっている。指定管理者制度の導入により地域自治をさらに推進することが必要である。	A2	地域活動の拠点として重要な施設であることから、指定管理への移行を着実に進める必要がある。
15010	I	②	②	協働まちづくり部	胆沢区地区センター管理運営事業	住民主体の地域づくりの活動拠点である地区センターの適切な管理運営	管理運営経費	経常	無	27222	A	地域住民の活動拠点として、重要性が高まっている。指定管理者制度の導入により地域自治をさらに推進することが必要である。	A2	地域活動の拠点として重要な施設であることから、指定管理への移行を着実に進める必要がある。
15011	I	②	②	協働まちづくり部	衣川区地区センター管理運営事業	住民主体の地域づくりの活動拠点である地区センターの適切な管理運営	管理運営経費	経常	無	11025	A	地域住民の活動拠点として、重要性が高まっている。指定管理者制度の導入により地域自治をさらに推進することが必要である。	A2	地域活動の拠点として重要な施設であることから、指定管理への移行を着実に進める必要がある。
15012	I	②	②	協働まちづくり部	地域づくり推進事業	行政と地域自治組織の協働による魅力的な地域づくりの実現	地域運営交付金、協働のまちづくり交付金、特色ある地域づくり事業補助金(H28廃止)、協働のまちづくり補助金(H28創設)、集会施設整備費補助金	政策	有	306013	A	必要な制度改正を行ったが、なお事態に即した制度運用に努める必要がある。	B1	コミュニティ活動の活性化に資するように、地域が使いやすい制度設計にしてい
15015	I	②	②	協働まちづくり部	水沢区地区センター管理運営事業(政策)	地域づくりと協働のまちづくりの活動拠点である地区センターの修繕を進め、安全な施設運営を図る。	H26 姉妹地区センターエアコン取替工事(日本間・1台) H27 水沢地区センター除雪機更新(1台)、真城地区センター外灯整備 H28 常盤地区センター除雪機更新(1台)、水沢地区センター体育館電動カーテン修繕工事	政策	有	729	A	除雪機能の強化(水沢)及びセンターの夜間使用における利便性を向上させるための外灯設置(真城)であり、快適な利用環境を確保するため必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
15019	I	②	②	協働まちづくり部	南都田地区センター改築事業	地域活動拠点である南都田地区センターは、市内30地区センターの中で最も古く、老朽化並びに岩手・宮城地震により大きな被害を受けている状況から、新しい時代のニーズに対応できる施設として整備(改築)を進め協働のまちづくりを推進する。また、地区センターの指定管理も控えていることから、早期の建て	老朽化している南都田地区センターの改築 H28: 設計内容検討 H29: 校舎解体、実施設計 H30: 改築工事、工事監理業務 H31: 既存センター解体(別事業)	政策	有	111	A	地域住民の活動拠点として、重要性が高まっている。指定管理者制度の導入を控えていることもあり、重要度が高い。	A2	必要な事業と認める。
15023	I	②	②	協働まちづくり部	太陽光発電設備等整備事業	再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し、環境先進地域(エコタウン)作りを目指していく。	災害時における地域住民の避難所としての機能を維持するため、地区センターに太陽光発電設備、蓄電池等を設置する。	政策	無	32821	A	地域の防災機能が高まったことは評価に値する。今後は、財源の確保やランニングコスト等との兼ね合いを勘案しながら計画的に施設整備することが必要である。	A2	必要な事業であると認める。
15024	I	②	②	協働まちづくり部	協働のまちづくり基金積立金	協働のまちづくり交付金(H23～H27)への充当財源の確保	協働のまちづくり基金への積立てを行う	政策	無	325	A	協働のまちづくりを進めるため①人材育成②意識づくり③組織づくり…につなげるための財源確保であり、	A2	必要な事業と認める。
15025	I	②	②	協働まちづくり部	供養塚体育館管理運営事業	胆沢区若柳地区のスポーツ拠点の整備	供養塚体育館管理運営経費	経常	無	2070	A	地域住民の活動拠点として、重要性が高まっている。指定管理者制度の導入により地域自治をさらに推進することが必要である。	A2	必要な事業と認める。
15028	I	②	②	協働まちづくり部	水沢黒石地区センター修繕事業	地域づくりと協働のまちづくりの活動拠点である地区センターの修繕を進め、安全な施設運営を図る。	老朽化した施設の修繕(玄関のドア修繕、スロープ・手すり設置、タイル補修 体育館及び管理棟の屋根・外壁塗装)	政策	有	10997	A	老朽化した施設の修繕事業であり、幅広い年代の利用者にとって快適な利用環境を確保するため必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。

大綱 I みんなで創る自立したまちづくり ～協働社会の形成～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
15031	I	②	②	協働まちづくり部	稲瀬地区センター改築事業	地域活動拠点である地区センターは、経年劣化等により老朽化している状況から、新しい時代のニーズに対応できる施設として整備(改築)を進め協働のまちづくりを推進する。	老朽化している地区センターの移転改築(H24、25)及び既存施設解体(H27) ※既存施設解体は、現在特定財源を見込んでいないが、平成26年度の法改正(施設除却のみであつても起債対象)の動向を注視し、起債対象となる場合には、特定財源(起債)充当予定	政策	有	14299	A	地区センター改築に係る旧センターの解体工事であるため、必要である。	A2	必要な事業と認める。
15033	I	②	②	協働まちづくり部	江刺愛宕地区センター改築事業	地域活動拠点である地区センターは、経年劣化等により老朽化している状況から、新しい時代のニーズに対応できる施設として整備(改築)を進め協働のまちづくりを推進する。	老朽化している地区センターの改築 H26:実施設計(ルール内) H27:改築工事、工事監理業務、既存施設解体等(ルール外) ※本事業は、ルール内・外で経費を負担することとしているが、調書を一とすることについて政策企画	政策	有	152190	A	老朽化した施設の改築事業であり、幅広い年代の利用者にとって快適な利用環境を確保するため必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
15034	I	②	②	協働まちづくり部	地域交流施設整備事業	旧岩谷堂小学校の体育館を改修し、岩谷堂地区の交流施設として活用を図る。	トイレ、玄関等改修整備	政策	有	201821	A	旧岩谷堂小学校の跡地整備の準備である旧校舎等の解体工事は計画どおり完成している。	A2	必要な事業と認める。
15038	I	②	②	協働まちづくり部	広瀬地区センター整備事業	地域活動拠点として江刺区には地区センターが10施設立地しているが、広瀬地区センターのみ汲み取り式トイレ(簡易水洗)となっていることから、幅広い年代の方に快適に施設を利用してもらえるよう水洗化工事を実施するも	奥州市広瀬地区センターの水洗化工事(市営浄化槽設置及びトイレ改修(湿式⇒乾式)等)	政策	有	19936	A	老朽化した施設の改築事業であり、幅広い年代の利用者にとって快適な利用環境を確保するため必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
15039	I	②	②	協働まちづくり部	南股地区センター整備事業	地域づくりと協働のまちづくりの活動拠点である地区センター(体育館)の修繕を進め、安全な施設運営を図る。	南股地区センター体育館屋根の吹き替え	政策	有	8111	A	老朽化した施設の修繕事業であり、幅広い年代の利用者にとって快適な利用環境を確保するため必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
15040	I	②	②	協働まちづくり部	公共施設整備事業(新市・内・米里地区センター整備事業)	奥州市江刺区に立地する各種公共施設(主たる施設の附帯施設や普通財産を含む)の予防的修繕(施設を今後も維持していく上で必要な修繕等)や普通財産を適正に管理上で必要な修繕等を実施しようとするもの。	奥州市米里体育センターの屋根・外壁等の修繕(外壁張替を予定) 江刺総合支所駐車場区画線修繕など、区内各公共施設の修繕及び備品整備等	政策	有	15256	A	老朽化した施設の修繕事業であり、幅広い年代の利用者にとって快適な利用環境を確保するため必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
15041	I	②	②	協働まちづくり部	公共施設整備事業(新市・外・地区センター整備事業)	奥州市江刺区に立地する各種公共施設(主たる施設の附帯施設や普通財産を含む)の予防的修繕(施設を今後も維持していく上で必要な修繕等)や普通財産を適正に管理上で必要な修繕等を実施しようとするもの。	地区センター等公共施設の修繕及び備品整備等	政策	有	3626	A	老朽化した施設の修繕事業であり、幅広い年代の利用者にとって快適な利用環境を確保するため必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
15042	I	②	②	協働まちづくり部	水沢南地区センター北側駐車場舗装事業	地域づくりと協働のまちづくりの活動拠点である地区センターの整備を進め、安全な施設運営を図る。	センター北側駐車場の舗装工事	政策	有	4735	A	地域づくり拠点施設の利用環境を整備した。今後一層の地域活動の活性化が期待される。	A2	必要な事業と認める。
15044	I	②	②	協働まちづくり部	北股地区センター整備事業	地域づくりと協働のまちづくりの活動拠点である地区センターの修繕を進め、安全な施設運営を図る。	北股地区センター体育館屋根の葺き替え及び、特別教室の屋根の葺き替え、外部腰壁張り替え	政策	有	16624	A	老朽化した施設の修繕事業であり、幅広い年代の利用者にとって快適な利用環境を確保するため必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
15045	I	②	②	協働まちづくり部	山村振興総務費	住民主体の地域づくりの活動拠点である衣川山村開発センター(衣川地区センター)の適切な管理運営	衣川山村開発センター(衣川地区センター)管理運営経費	経常	無	4974	A	地域住民の活動拠点として、重要性が高まっている。指定管理者制度の導入により地域自治をさらに推進することが必要である。	A2	必要な事業と認める。
15046	I	②	②	協働まちづくり部	姉妹地区センター修繕事業	地域づくりと協働のまちづくりの活動拠点である地区センターの修繕を進め、安全な施設運営を図る。	体育館の屋根塗装及び雨漏り修繕。	政策	無	10695	A	老朽化した施設の修繕事業であり、幅広い年代の利用者にとって快適な利用環境を確保するため必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
15047	I	②	②	協働まちづくり部	水沢区地区センター空調設備整備事業	地域づくりと協働のまちづくりの活動拠点である地区センターの整備を進め、安全な施設運営を図る。	地区センターの空調設備の設置及び季節老朽設備の更新	政策	有	10271	A	センターの夏期、冬季使用における利便性を向上させるためのエアコン設置であり、快適な利用環境を確保するため必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
15013	I	②	③	協働まちづくり部	市民公益活動団体支援事業	市民公益活動の活性化による市民参画と協働の推進、市民による自発的な社会貢献活動(NPO活動)の活性化	奥州市協働の提案テーブルの設置運用(新設) 奥州市市民提案型協働支援事業補助金(新設) 奥州市民活動支援センター事業委託	政策	無	8557	B	徐々に市民の理解を得られてきているが、これまでの実施結果を検証し、より有効な内容へと制度の見直しを図りながら進める必要がある。	B2	制度の見直しについて妥当と認める。
15004	I	②	④	協働まちづくり部	国際交流推進事業	市民の国際化と異文化理解を推進する	国際交流協会への補助金	政策	無	3445	A	外国人住民への支援等を積極的に実施しており、今後も継続していくべき事業であるとする。今後はさらに効率的な組織運営が求められる。	A2	今後ますます重要になってくる事業であるが、補助事業としてのあり方について検討する必要がある。
15005	I	②	④	協働まちづくり部	多文化共生推進事業	在住外国人市民に対する生活環境整備 日本人市民に対する多文化共生社会の啓発	多文化共生支援員設置事業 日本語指導者等育成事業 多言語ラジオ放送事業	政策	無	2865	A	多彩な事業展開により在住外国人市民に対する生活支援の機能を果たしていると考えられる。	A2	多文化共生の推進に向けて、さらに、活動を強化していく必要がある。

大綱 I みんなで創る自立したまちづくり ～協働社会の形成～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
15014	I	②	④	協働まちづくり部	姉妹都市交流事業	国内外の姉妹都市との友好関係の継続と発展	奥州市姉妹都市交流実行委員会への負担金交付による、姉妹都市交流の推進。(各種交流事業は実行委員会において行なう。)	政策	無	2322	B	首長や議長等、固定メンバーでの人的交流が続けられている。一般市民の交流につなげる工夫や、経済的な交流が広がるような工夫が必要である。	C1	現在の交流事業は、事業効果が限定的なため、手法を見直すなどして、市全体に姉妹都市交流の成果が及ぼされるようにしていく必要がある。
15001	I	②	⑤	協働まちづくり部	男女共同参画推進事業	男女共同参画の推進	男女共同参画の実現に向け、市民の意識啓発を図る。 ・講演会、セミナー等の開催、各種研修会等への派遣、広報活動	政策	無	799	B	各種活動や、セミナー等の参加数は着実に増えており、啓蒙活動の効果が見受けられるが大半は60代以上。現役子育て世代の参画数を増やすことが大きな課題。	B1	幅広い世代が参加できるような仕組みを検討していく必要がある。